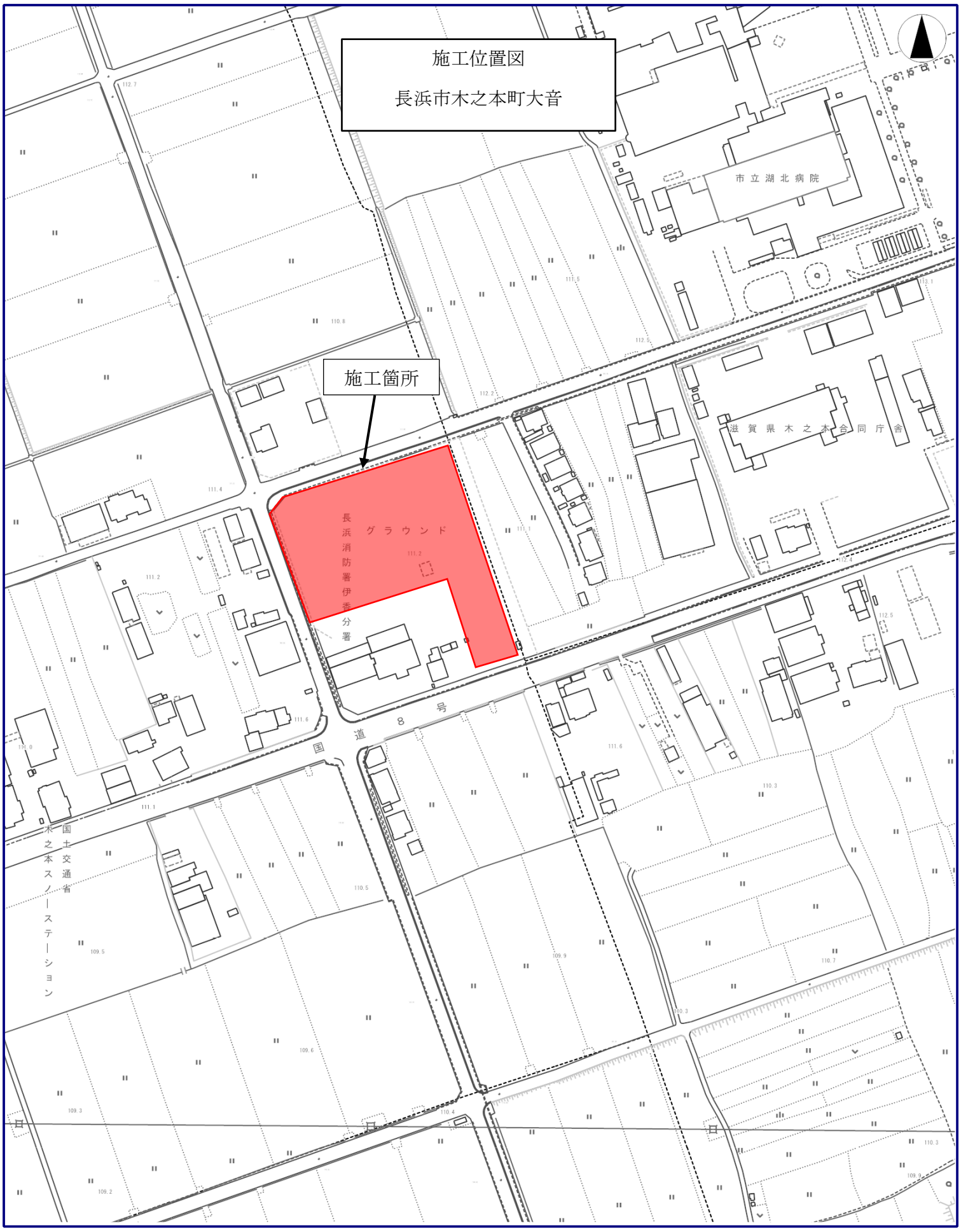
令和８年度　湖北消組建第１号

湖北地域消防本部伊香消防署庁舎整備事業
造成工事

仕　様　書

湖北地域消防本部


施工位置図
長浜市木之本町大音
施工箇所
市立湖北病院
滋賀県木之本合同庁舎
長浜消防署伊香分署
グラウンド
国道8号
国土交通省
木之本スノーステーション

特　記　仕　様　書

工事番号　　令和８年度　湖北消組建第１号
工 事 名　　湖北地域消防本部伊香消防署庁舎整備事業造成工事
工事場所　　長浜市木之本町大音

第１条　本工事の施工にあたっては、「一般土木工事等共通仕様書（令和７年１０月滋賀県）」（以下「共通仕様書」という。）および「一般土木工事等共通仕様書付則（令和８年８月滋賀県県土整備部）」（以下「付則」という。）および本特記仕様書によるものとする。

第２条　共通仕様書ならびに付則において、「滋賀県が発注する土木工事等」は「湖北地域消防組合が発注する土木工事等」に、「滋賀県建設工事請負契約約款」は「湖北地域消防組合建設工事請負契約約款」に、「滋賀県建設工事監督要領」は「長浜市建設工事監督要領」に、「滋賀県建設工事検査要領」は「長浜市工事検査規程」に、それぞれ読み替えるものとする。

第３条　「公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律」による、適正な施工体制の確保について

１．現場代理人および主任（監理）技術者と受注者との直接的な雇用関係の確認を行う。

２．「配置予定技術者等届」を入札後、契約締結までに提出すること。なお現場代理人および主任（監理）技術者と受注者との直接的な雇用関係を確認できるもの（社会保険、雇用保険の写し等）を添付すること。

３．専任の主任技術者および監理技術者は、入札執行日以前、３箇月以上の雇用関係にあること。

４．主任技術者の資格は以下のとおりとする。

（１）建設業法（第２６条）による主任技術者の資格は、以下のとおりである。

１）実務経験年数による場合は、経歴書を提出すること。

①大学卒〔指定学科〕	３年以上の実務経験
②高校卒〔指定学科〕	５年以上の実務経験
③そ　の　他	１０年以上の実務経験

２）資格等による場合は、資格者証の写しを添付すること。

①建設業法「技術検定」

５．当該工事における現場代理人と主任（監理）技術者を兼ねることができる。

６．現場代理人は、建設業法第７条第１項第２号に定められた技術者（営業所における専任の技術者）でないこと。

第４条　湖北地域消防組合の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について

（「不当介入に関する通報制度」の徹底について）

１．受注者は、暴力団員等（暴力団の構成員及び暴力団関係者、その他発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求又は業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

２．受注者は前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別紙様式第１号）により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。また、請負者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。

３．受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第５条　主任技術者又は監理技術者を専任すべき工事において専任を要しない期間

１．請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

　なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

２．約款第３０条第１項の規定に基づく完成した旨の通知を受け、監督員が完成確認した翌日から契約期間満了までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

　なお、日程の都合上、契約工期満了後に検査が行われる場合は、契約工期満了後の監理技術者等の工事現場への専任を要しない。

第６条　本工事は、発注者が週休２日に取り組む工事である。週休２日実施に関する事項は、別に定める「長浜市週休２日取組工事実施要領(土木系工事版)」に基づき、実施すること。

※週休２日取組工事

長浜市ホームページ　https://www.city.nagahama.lg.jp/0000013739.html

第７条　本工事の施工にあたっては、環境に与える影響を十分認識し、適切な環境配慮を行うため特記事項を遵守し施工すること。

第８条　中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）について、別途調達経費が必要となる場合は、監督職員と協議のうえ設計変更の対象とする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

第１０条　共通仕様書および付則に対する特記事項は、次のとおりとする。

記

第１編　共　通　編

第１章　総　則

第１節　総　則

１－１－１－３　設計図書の照査等

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約約款第１７条第１項第１号から第５号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとし、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

なお、受注者は、設計図書の照査を行わないで現場に着手してはならず、該当する事実がない場合でも、設計図書の照査に関する測量結果等の資料を監督職員に提出すること。

１－１－１－４　施工計画書

施工計画書の作成にあたっては、「施工計画書作成要領（案）」によるものとするが、下記事項及び共通仕様書により別途規定がある場合は、その内容を追記するものとする。

また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合も、同様とする。

ただし、当初請負代金額が２５０万円未満の工事については、「計画工程表」、「現場組織表」、「主要資材」、「緊急時の体制及び対応」及び「再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法」を提出するものとする。

１．（１１）交通管理

受注者は、「施工計画書作成要領（案）」を参考に、必ずダンプトラック等の過積載防止対策について記載するものとする。

２．（１４）再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

再生資源利用計画書等の作成について

受注者は、工事を施工する場合において、「土木請負工事必携（令和６年８月近畿地方整備局）、９．建設副産物適正処理推進要綱、１０．再生資源の利用の促進について」により、再生資源利用計画書等を作成し監督職員に提出するものとする。

なお、計画書は施工計画書に含めて提出するものとする。

１－１－１－５　コリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が５００万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績

情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額５００万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はコリンズ登録時に監督職員にメール送信される。

なお、変更時と工事完成時の間が１０日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

１－１－１－７　工事用地等の使用

受注者は、民地へ立入る場合、民地を工事用地にする場合には、必ず地権者および居住者の了解を得ること。

１－１－１－８　工事の着手

受注者は、特記事項に定めのある場合を除き、特別な事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降３０日以内に工事着手しなければならない。

１－１－１－９　工事の下請負

共通仕様書において、「滋賀県の工事指名競争参加資格者である場合には」とあるのは「湖北地域消防組合の建設工事競争入札参加資格者である場合には」と読み替えるものとする。

１－１－１－１８　建設副産物

１．建設発生土の利用について

本工事に使用する路床盛土材については、受入れ土及び現場発生土を使用する。

建設発生土を使用するには品質が適正なものであるか確認し、監督職員と協議のうえ使用するものとする。

なお、工事着手前に再生資源利用計画書を作成し、完成時に計画の実施状況を監督職員に指定様式で報告すること。

２．盛土規制法について

本工事に伴い受注者の判断により盛土規制法に基づく許可等が必要な行為を行う場合は、事前に監督職員と協議を行うとともに、滋賀県土木交通部住宅課へ許可申請又は届出を行うこと。

３．建設廃棄物の処分について

工事着手時に再生資源利用計画書を作成し、完成時に計画の実施状況を監督職員に指定様式等で報告すること。

【建設副産物適正処理推進要綱】

（１）再資源化施設への搬入

本工事から発生するコンクリート塊、アスファルトコンクリート塊及び建設発生木材（伐採材の枝葉、伐根材）は、最寄りの再資源化施設に搬入するものとする。

（再資源化への適切な措置）

再資源化等をする施設の名称及び所在地

廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入時間
ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	㈱山豊	米原市岩脇 501-1	７時半～１７時
ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	㈱山豊	米原市岩脇 501-1	７時半～１７時

上表については、積算上の条件明示であり、再資源化施設を指定するものではない。

なお、受注者の想定する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

なお、建設廃棄物の処理にあたっては現場（作業所）に廃棄物処理責任者（支店には廃棄物処理総括責任者）を定めるとともに、下記の書類を添付すること。

イ．産業廃棄物処理委託契約書の写し

ロ．産業廃棄物処理業許可証の写し

ハ．再資源化施設への経路地図及び施設の写真

ニ．再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）

また、運搬車両毎にマニフェスト（積荷目録）を発行し、搬出完了後はマニフェスト（D表）の写しを提出すること。

（２）再資源化施設への搬入車両

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」改正に伴い、産業廃棄物収集運搬車に係る標示及び書面備え付けが義務づけられたことにより、別紙のとおり対応し、運搬車両毎に写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

４．特定建設資材の分別解体等・再資源化等への適切な措置

受注者は、工事に使用する特定建設資材および工事に伴い排出する特定建設資材廃棄物については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成１２年度法律第１０４号）および「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和４５年度法律第１３７号）を遵守し、分別解体等および再資源化等を実施するものとする。

・特定建設資材

コンクリート	現場打ちコンクリート（無筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ＰＣコンクリート、鉄骨鉄筋コンクリート等）、無筋コンクリート二次製品
鉄およびコンクリートから成る建設資材	有筋のコンクリート二次製品（鉄筋コンクリート二次製品、ＰＣコンクリート二次製品、鉄筋コンクリート二次製品、鉄骨鉄筋コンクリート二次製品）
アスファルト・コンクリート	アスファルト混合物
木材	木材製品

・特定建設資材廃棄物

コンクリート塊
アスファルト・コンクリート塊
建設発生木材

（1）対象建設工事の請負契約に係る書面の記載

受注者は別に定める様式に分別解体等の方法および解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称および所在地、再資源化等に要する費用を記載し、契約までに監督職員に説明を行い、同意を得ること。

（2）受注者は再資源化等が完了した年月日および再資源化等をした施設の名称および所在地、再資源化等に要した費用等を再資源化等報告書に記載し、監督職員に提出すること。

５．舗装の切断作業に伴う泥水の処理について

舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

６．コブリス・プラスについて

本工事は、コブリス・プラス（建設副産物情報交換システム及び建設発生土情報交換システム）の登録対象工事であり、受注者は施工計画書作成時、工事完了時および登録情報の変更が生じた際は、速やかに当該システムのデータ入力または更新を行うこと。

また、受注者は、コブリス・プラスにより出力した再生資源利用［促進］計画書（実施書）を監督職員に提出するものとする。

（再生資源利用計画）
　受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
（再生資源利用促進計画）
　受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

１－１－１－２３ 施工管理
（舗装施工における現場密度試験）
　本工事の舗装施工に伴い実施する現場密度試験回数については、下表のとおりとする。

施工面積	試験回数
１００㎡未満	必要なし
１００㎡以上３０００㎡未満	１０００㎡毎に１箇所
３０００㎡以上	１０箇所

１－１－１－２６　工事中の安全確保
（地下埋設物件の事故防止）
１．受注者は、工事の施工にあたって予想される地下埋設物件は、管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置・深さを確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止すること。
　なお、保安対策の打合せを行ったときは、「立会打合せ調書」に立会者の押印を求め、特に監督職員から調書様式の指示がなければ、次の様式を用いて、調書の写しを監督職員に提出するものとする。

工事場所	市道　　自 線　　延長　　m 至			打合せ内容
占　有　者 工事受注者	所属職名	立会者名	印	

２．受注者の責により地下埋設物に損害を与えた場合は、すみやかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し、応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。

３．受注者は、埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その処置については、占用企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。その結果未使用の管の処置を受注者が企業者より依頼を受けた場合には、文書によってその責任を明確にしておかなければならない。

（近接施工）

受注者は、配電線及び送電線等付近で作業をする場合は事前に関西電力㈱事業所等と事故防止対策について協議すること。

（道路付属物ならびに占用物件の処置）

受注者は、工事施工のために支障となる道路の付属物並びに占用物件がある場合には、その処置について予め設計図書に関し監督職員と協議するものとする。

（安全訓練等）

（１）安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

１．安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
２．当該工事内容等の周知徹底
３．工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
４．当該工事における災害対策訓練
５．当該工事現場で予想される事故対策
６．その他、安全・訓練等として必要な事項

（２）安全・訓練等に関する施工計画の作成

受注者は、工事の内容に応じた安全教育および安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、監督職員に提出しなければならない。

（３）安全・訓練等の実施状況報告

受注者は、安全教育および安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

（避暑（熱中症対策）・避寒対策に関する現場環境改善費の計上）

現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、現場管理費に計上される作業員個人の費用（共通編１－１－１４）と重複がないことや、対策の妥当性を確認の上、現場環境改善費(率分)で計上できる額の 100％を上限に、積み上げ計上を行うものとする。

１－１－１－３０　環境対策

（低騒音型・超低騒音型の使用）

①　本工事箇所は、特に生活環境を保全する必要がある地域であるので、施工にあたっては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成１３年４月９日改正）に基づき指定された建設機械を使用すること。

②　本工事において表１－１－１に示す一般工事用建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成１７年法律第５１号）」に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成３年１０月８日付建設省経機発第２４９号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成１８年3月１７日付け国土交通省告示第３４８号）」もしくは「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成１８年3月１７日付国総施第２１５号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

ただし、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目的で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査照明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができる。

ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

表１－１－１

機　　種	備　　考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクターショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラー、振動ローラー ・ホイルクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kW 以上 260 kW 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

・オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの
・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの

１－１－１－３２　交通安全管理

（安全対策費）

安全対策については、交通誘導員を計上しているが、道路管理者及び所轄警察署との打合せの結果により変更等が生じた場合は設計図書に関しては監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、条件変更及び受注者にて特に必要と認めた場合は、その対策等について設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

（安全施設類）

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所轄警察署並びに地元自治会と打合せを行い実施するものとする。

道路保安施設設置基準（案）以上の保安施設類が必要な場合、設計図書に関して協議するものとし、設計変更の対象とする。

（交通誘導員の有資格）

交通誘導員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署の打合せ結果又は、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

なお、交通誘導員ＡおよびＢとは、公共工事設計労務単価に定める職種の定義による。

配置場所	交通規制対象工種	交通誘導員	編　　成	昼夜別	交替要員の有無
国道８号	交通規制を行う工種	２名／日	交通誘導員Ａ　１名 交通誘導員Ｂ　１名	昼間	無
市道木之本黒田大音線	交通規制を行う工種	１名／日	交通誘導員Ｂ　１名	昼間	無

※交通規制を行う工種（国道８号）

路床盛土

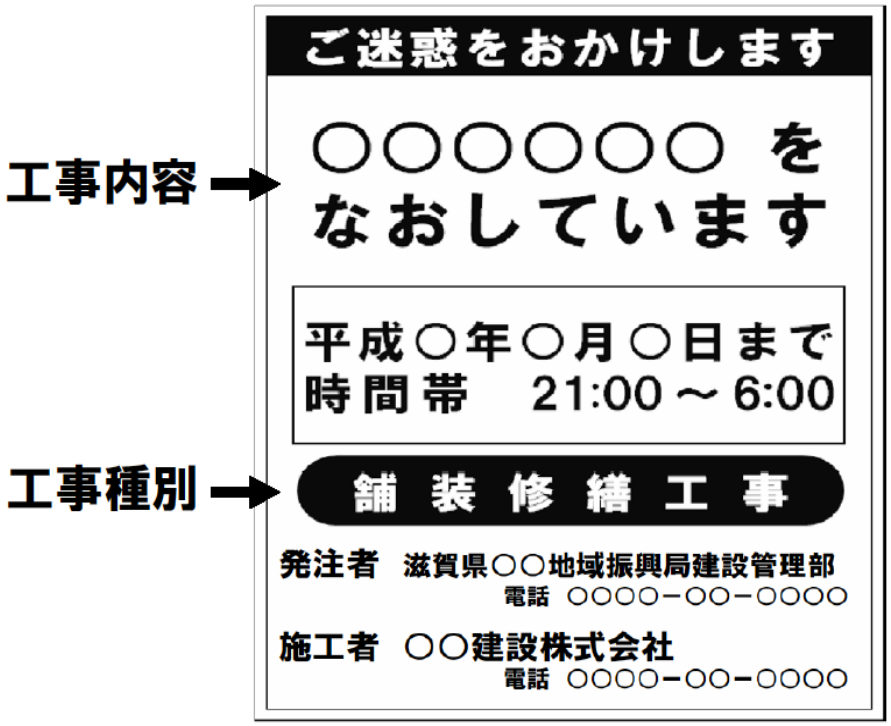
※交通規制を行う工種（市道木之本黒田大音線）

自由勾配側溝、基面整正、ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し(無筋・鉄筋)、舗装版破砕、路盤、表層

上記に伴う作業土工

（交通安全法令の遵守）
　受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者および所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線および道路標示に関する命令（平成２６年５月２６日改正　内閣府・国土交通省令第１号）、工事現場における標示施設等の設置基準（平成２６年１０月１日一部改訂版滋賀県土木交通部）、道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和４７年２月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

（工事現場における標示施設等）
　受注者は、工事現場における標示施設等の設置基準（平成２６年１０月１日一部改訂版滋賀県土木交通部）に基づき、標示施設および防護施設の設置および管理をおこなわなければならない。
　受注者は、工事標示板等の製作にあたって事前に「工事種別」および「工事内容」について監督職員の確認を受けなければならない。



１－１－１－４０　保険の付保及び事故の補償
（法定外の労災保険の付保）
　本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第３章　無筋・鉄筋コンクリート

付則第１節　適用

（コンクリート用スラグ細骨材）

受注者は、コンクリートに使用する細骨材に、コンクリート用スラグ細骨材（ＪＩＳ　Ａ５０１１）を使用する場合は、単位体積重量が、設計重量を超えることにより、設計上不利とならないように、設計重量以下となるように配合（混合）すること。

（塩化物総量規制）

受注者は、コンクリート中の塩化物総量規制については、「コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策実施要領（以下、「実施要領」という。）、Ｉコンクリート中の塩化物総量規制」による他、次によるものとする。

（１）現場配合のコンクリートについても、レディーミクストコンクリートと同様とする。

（２）受注者は、容器その他の器具は、コンクリート中のアルカリ等に侵されずまた測定結果に悪い影響を及ぼさない材質を有し、塩化物の付着等がないように洗浄した後、表面の水分を取り除いたものを用いなければならない。

（３）測定記録

受注者は、策定結果は実施要領に示す様式により提出するものとする。

また、測定値を後日確認できるように計器の表示部等を測定ごとにカラー写真撮影して監督職員に提出するものとする。

（アルカリ骨材反応試験）

アルカリ骨材反応試験については、「コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策実施要領　１－Ⅱアルカリ骨材反応抑制対策」による他、次によるものとする。

１．アルカリ骨材反応試験の結果、無害でないと判定された骨材を使用する場合は、次によるものとする。

（１）レディーミクストコンクリートを使用する場合

レディーミクストコンクリート生産者と協議して抑制対策の３項のうちどの抑制対策によるものを納入するかを決め、監督職員に報告するものとする。

（２）コンクリート製品を使用する場合

製造業者に抑制対策の３項のうち、どの抑制対策によっているのかを報告させ、監督職員に報告するものとする。

（３）現場でコンクリートを製造して使用する場合

現地における骨材事情、セメントの選択の余地等を考慮し、抑制対策の３項のうち、どの抑制対策を用いるかを決めてから監督職員に報告するものとする。

２．記録の保存

実施した対策および確認した結果はとりまとめて監督職員に提出するものとする。

１－３－３－２　レディーミクストコンクリート

本工事に使用するコンクリートは、ＪＩＳ表示許可工場の製品を使用するものとする。

ただし、ＪＩＳ工場以外の製品を使用するときは監督員の承諾を得なければならない。

コンクリートの規格は次のとおりとし、スランプの許容範囲は±２．５㎝とする。

実施に当り変更したい場合は、監督員の承諾を得て変更することができる。ただし、設計変更の対象とはしないものとする。

生コンクリート呼び強度	粗骨材の最大寸法	スランプ	スランプの許容範囲	水セメント比	備　考
１８	４０	８	±２．５	６０%以下	高炉Ｂ種

第２編　材　料　編

第１章　一般事項

付則　第１節　適用

（再生資材の利用）

受注者は、下表のとおり再生資材を使用するものとする。

ただし、再生資材製造工場の都合等により下記の再生資材の使用が困難な場合については、設計図書に関し監督職員と協議するものとする。

資　源　名	規　格	用　途	備　考
再生クラッシャーラン	RC-40	基礎材	
〃	RC-30	路盤材	
再生ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物	密粒度ｱｽｺﾝ(13)	表層	

受注者は、再生資材を使用する場合は、以下により品質が適正なものであるか確認のうえ使用するものとする。

１．上記再生資材を路盤材または舗装材として使用する場合の品質等は「舗装再生便覧」によるものとし、品質管理試験は、別表のとおりとする。

２.再生クラッシャーランを基礎材として使用する場合の品質等は「舗装再生便覧」及び「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）」によるものとし、構造物の立地条件を考慮して適正な品質の物を使用するものとする。

なお、河川に係わる工事（低水護岸等の水際耕作物）のコンクリートブロック張（積）、石張（積）の基礎材として使用する場合は、アスファルト塊の混入したものを使用してはならない。

３．再生クラッシャーランを河川に係わる工事（低水護岸等の水際工作物）のコンクリートブロック張（積）、石張（積）の天端工及び胴込・裏込材に使用する場合は、アスファルト塊は不可とし、かつ、すり減り減量が５０％以下の品質のものを使用する。

４．再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、れんが等の混入物を有害量含んではならない。

〔別表〕

工　種	種　別	必要項目	試 験 項 目	試　験　頻　度
ｱｽﾌｧﾙﾄ再生骨材	材　料		ｱｽﾌｧﾙﾄ抽出後の骨材粒度	舗装再生便覧による
			旧ｱｽﾌｧﾙﾄ含有量	〃
			旧ｱｽﾌｧﾙﾄ針入度	〃
			骨材の微粒分量試験	〃
再生用添加剤(ｱｽﾌｧﾙﾄ系及び石油潤滑油系)	材　料		動粘度	〃
			引火点	〃
			薄膜加熱後の粘度比	〃
			薄膜加熱質量変化率	〃
			密度	〃
			組成分析	〃
再　生ｱｽﾌｧﾙﾄ	材　料		針入度	〃
			軟化点	〃
			伸度	〃
			トルエン可溶分	〃
			引火点	〃
			薄膜加熱質量変化率	〃
			薄膜加熱針入度残留率	〃
			蒸発後の針入度比	〃
			密度	〃

受注者は、必要項目の選定及び頻度にあたっては監督職員と協議することとする。

なお、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定された再生加熱合材を使用する場合は、付則第２編１－２－８－１一般瀝青材料の規定によることとする。

第２節　工事材料の品質及び検査（確認を含む）

（品質証明書等）

受注者は、工事に使用する材料のうち共通仕様書第２編第１章第２節表２－１－１以外の材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に

監督職員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、ＪＩＳ製品については、使用届を提出するものとする。

第３編　土木工事共通編

第１章　総　則

第１節　総　則

３－１－１－１６　創意工夫

当初請負代金額が２５０万円以上の工事について、工事成績評定においての高度技術、創意工夫または地域社会への貢献（以下「創意工夫等」という）に対する評価は、施工計画書にそのことが記載され、または事前に受注者から自主的に創意工夫等にかかる資料が監督職員あて提出され、それらの項目が創意工夫等に該当すると判断し、施工等に反映されていた場合に評価するものとし、実施前に施工計画書に記載または資料等の提出がなされていない場合は評価しないものとする。

第２章　一般施工

３－２－１０－７　水替工

１．現場の地域性を鑑み、本工事における全ての排水処理について、十分配慮しなければならない。

（１）水替工については共通仕様書第３編２－１０－７によるが、排水基準は、関係法令によらなければならない。

（２）排水は、琵琶湖の特性に鑑み、魚類等に害を及ぼすものであってはならない。

２．仮設工の水替は、ポンプ排水（作業時排水）としているが、工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約、施工条件によりがたい場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

なお、水替工の対象工種は、以下のとおりとしている。

工　種	種　別	細　別	備　考
構造物撤去工	構造物取壊し工	ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し(無筋) ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し(鉄筋)	
排水構造物工	側溝工	自由勾配側溝(横断用)、基面整正	

（ その他の特記事項 ）

１．損害賠償

工事施工に伴い、通常発生する物件等の破損の補修費および騒音・振動・濁水・交通障害等による事業損失に係る補償は、受注者の負担において行うものとする。

２．地元説明

受注者は、地元説明において、施工方法・工程・交通対策・安全対策等について関係者が納得するまで十分説明し工事着手すること。安全対策については、工事途中において住民の意見等を聞きながら、見直し改善し、第三者のより安全性を確保して実施すること

３．高炉セメントの使用について

当工事におけるコンクリートは、すべて　高炉セメントＢ種を使用するものとする。

ただし、やむを得ず高炉セメントコンクリートに代えて普通ポルトランドセメントを使用する場合は、アルカリ骨材反応が無害の場合または抑制対策を行うことにより監督職員の承諾を得て使用することができる。

なお、設計変更の対象とはしない。

４．交通安全対策

本工事施工区域において、十分交通安全対策については配慮し、各施工時には必要な保安施設および交通誘導員を配置しなければならない。

（１）標識類、防護柵等の安全施設類に付いては、現場条件に応じて設置するほか、警察等第三者との協議に基づき実施するものとする。

（２）通行止めによる施工箇所については、迂回路、工事期間、受注者名および施工主体名等、道路使用許可条件に付された内容を明示し、特に緊急連絡体制や夜間照明施設の保全体制を監督職員に提出のこと。

（３）工事施工にあたり、当該工事施工区間内である主要地方道および市道を対象として、工事車両の運行経路および掘削機械等の重機の使用計画を監督職員に提出するとともに、事前に書面等により道路管理者および周辺住民等に、了解を求めなければならない。

（４）冬期においては、積雪および凍結対策についても、十分対応しなければならない。

（５）　工事の施行に当たっては道路交通法第７７条による所轄警察署長の道路使用許可を得、許可条件を遵守すること。

また、施工箇所を通行する地元住民への事前広報を徹底し、理解を得ると共に、工事警戒標識等を十分に設置して各種事故防止に努めること。

５．資源の使用抑制について

本工事における工事用重機・車両等の使用にあたっては、アイドリングストップや効率的な運転を行い、省エネルギーに取り組むこと。

６．写真管理項目

タックコート及びプライムコートの施工は舗設後不可視となるため、対象工区全域の散布状況が確認できる写真を提出すること。

７．路盤面の品質確保

プライムコートの施工後、剥離等により路盤面の安定が保てない状況が想定される場合は、砂の散布を行うなど品質確保に努めること。

８．現場密度管理

車道部の路盤工において、現場条件により歩道用機械を使用する場合でも、車道部の現場密度を確保すること。

９．舗装修繕工

舗設作業中に生ずる段差の処理について、摺付に使用した合材を次回の舗設に先だって取り除き、清掃してからでなければ次の舗装を行ってはならない。

１０．受入れ土について

当該工事で使用する受入れ土については、他工事の建設発生土を予定しているため、工程などの調整を行うこと。なお、土砂搬入の運搬ルートについては、国道８号からの搬入を想定しているが、調整の結果、運搬ルートが変更となる場合には、監督職員と協議のうえ設計変更の対象とする。

１１．その他

その他、本仕様書に記載なき事項については、監督職員の指示によること。

様式1　再生資源利用計画書　－建設資材搬入工事用－

※網掛け部分は必ず記入してください。その他の部分については、可能な限り記入してください。

表面

1.工事概要

発注機関名	発注機関コード＊1	発注担当者チェック欄	
		担当者	
		TEL	（　）

加盟団体名 注2			
請負会社名		請負会社コード＊2	
建設業許可 または 解体工事業登録	大臣 知事 号		
会社所在地		TEL	（　）
		FAX	（　）

記入年月日	R.　年　月　日
工事責任者	
調査票記入者	

工事名		工事種別コード＊3	
工事施工場所	都道府県　市区町村	住所コード＊4	
工事概要等		施工条件の内容（再生資源の利用に関する特記事項等）	

請負金額	千百十億千百十億千百十万千百十万 1万円未満四捨五入 0,000 円（税込み）
工期	令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで
左記金額のうち特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費	千百十億千百十万千百十万 1万円未満四捨五入 0,000 円（税込み）
再資源化等の完了年月日	令和　年　月　日

建築・解体工事のみ右欄に記入して下さい

建築面積	百十万万千百十一 ㎡	階数	地上　階 地下　階
延床面積	㎡		
構造（数字に○をつける）	1.鉄骨鉄筋コンクリート造　2.鉄筋コンクリート造　3.鉄骨造 4.コンクリートブロック造　5.木造　6.その他		
使途（数字に○をつける）	1.居住専用　2.居住産業併用　3.事務所 4.店舗　5.工場、作業所　6.倉庫 7.学校　8.病院診療所　9.その他		

※解体工事については、建築面積を御記入いただかなくても結構です。

2.建設資材利用計画

注：コード＊5～9は下記欄外のコード表より数字を選んでください。

建設資材（新材を含む全体の利用状況）					左記のうち、再生資材の利用状況（再生資材を利用した場合に記入してください）						再生資源利用率	
分類	小分類 コード＊5	規格	主な利用用途 コード＊6	利用量(A) 小数点第三位まで	再生資源の名称 コード＊7	再生資材利用量(B) 小数点第三位まで	再生資源の供給元施設、工事等の名称	供給元種類 コード＊8	施工条件内容 コード＊9	再生資材の供給元場所住所	住所コード＊4	B/A×100
特定建設資材	コンクリート			トン		トン						%
				トン		トン						%
				トン		トン						%
	コンクリート及び鉄から成る建設資			トン		トン						%
				トン		トン						%
				トン		トン						%
	木材			トン		トン						%
				トン		トン						%
				トン		トン						%
	アスファルト・コンクリート			トン		トン						%
				トン		トン						%
				トン		トン						%
その他の建設資材	土砂			締めm³		締めm³						%
				締めm³		締めm³						%
				締めm³		締めm³						%
	砕石			m³		m³						%
				m³		m³						%
				m³		m³						%
	塩化ビニル管・継手			トン		トン						%
				トン		トン						%
				トン		トン						%
	石膏ボード			トン		トン						%
				トン		トン						%
				トン		トン						%
	その他の建設資材			トン		トン						%
				トン		トン						%
				トン		トン						%

コード＊5
コンクリートについて
1.生コン　2.再生生コン(Co再生骨材H)　3.再生生コン(Co再生骨材M)　4.再生生コン(Co再生骨材L)　5.再生生コン(その他再生材)　6.無筋コンクリート二次製品(ハージン骨材)　7.無筋コンクリート二次製品(リユース品)　8.再生無筋コンクリート二次製品(Co再生骨材)　9.再生無筋コンクリート二次製品(その他再生材)　10.その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1.有筋コンクリート二次製品(ハージン骨材)　2.有筋コンクリート二次製品(リユース品)　3.再生有筋コンクリート二次製品(Co再生骨材)　4.再生有筋コンクリート二次製品(その他再生材)　5.その他
木材について
1.木材(ボード類を除く)　2.木質ボード
アスファルト混合物について
1.粗粒度アスコン　2.密粒度アスコン　3.細粒度アスコン　4.開粒度アスコン　5.改質アスコン　6.アスファルトモルタル　7.加熱アスファルト安定処理路盤材　8.その他
土砂について
1.第一種建設発生土　2.第二種建設発生土　3.第三種建設発生土　4.第四種建設発生土　5.浚渫土以外の泥土　6.浚渫土　7.土質改良土　8.建設汚泥処理土　9.再生コンクリート砂　10.山砂、山土などの新材(採取土、購入土)
砕石について
1.クラッシャーラン　2.粒度調整砕石　3.鉱さい　4.単粒度砕石　5.ぐり石、割ぐり石、自然石　6.その他
塩化ビニル管・継手について
1.硬質塩化ビニル管　2.その他
石膏ボードについて
1.石膏ボード　2.シージング石膏ボード　3.強化石膏ボード　4.化粧石膏ボード　5.石膏ラスボード　6.その他
その他の建設資材について
（利用量の多い上位2品目を具体的に記入してください）

コード＊6
アスファルト混合物について
1.表層　2.基層　3.上層路盤　4.歩道　5.その他(駐車場舗装、敷地内舗装等)
土砂について
1.道路路体　2.路床　3.河川築堤　4.構造物等の裏込材、埋戻し用　5.宅地造成用　6.水面埋立用　7.圃場整備(農地整備)　8.その他
砕石について
1.舗装の下層路盤材　2.舗装の上層路盤材　3.構造物の裏込材、基礎材　4.その他
塩化ビニル管・継手について
1.水道(配水)用　2.下水道用　3.ケーブル用　4.雇業用　5.設備用　6.その他
石膏ボードについて
1.壁　2.天井　3.その他
その他の建設資材について
（利用用途を具体的に記入してください）

コード＊7
コンクリートについて
1.再生生コン(Co再生骨材H)　2.再生生コン(Co再生骨材M)　3.再生生コン(Co再生骨材L)　4.再生生コン(その他再生資材)　5.無筋コンクリート二次製品(リユース品)　6.再生無筋コンクリート二次製品(Co再生骨材)　7.再生無筋コンクリート二次製品(その他再生材)　8.その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1.有筋コンクリート二次製品(リユース品)　2.再生有筋コンクリート二次製品(Co再生骨材)　3.再生有筋コンクリート二次製品(その他再生材)　4.その他
木材について
1.再生木材(ボード類を除く)　2.再生木質ボード
アスファルト混合物について
1.再生粗粒度アスコン　2.再生密粒度アスコン　3.再生細粒度アスコン　4.再生開粒度アスコン　5.再生改質アスコン　6.再生アスファルトモルタル　7.再生加熱アスファルト安定処理路盤材　8.その他
土砂について
1.第一種建設発生土　2.第二種建設発生土　3.第三種建設発生土　4.第四種建設発生土　5.浚渫土以外の泥土　6.浚渫土　7.土質改良土　8.建設汚泥処理土　9.再生コンクリート砂
砕石について
1.再生クラッシャーラン　2.再生粒度調整砕石　3.鉱さい　4.その他
塩化ビニル管・継手について
1.再生硬質塩化ビニル管　2.その他
その他の建設資材について
（利用量の多い上位2品目の再生資材名称を具体的に記入してください）

コード＊8
再生資材の供給元について
1.現場内利用　2.他の工事現場(内陸)　3.他の工事現場(海面)　4.再資源化施設　5.土砂ストックヤード　6.その他

コード＊9
施工条件について
1.再生材の利用の指示あり　2.再生材の利用の指示なし

裏面にも御記入ください

様式2　再生資源利用促進計画書　－建設副産物搬出工事用－

※網掛け部分は必ず記入してください。その他の部分については、可能な限り記入してください。

1.工事概要　表面（様式1）に必ずご記入下さい

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。
複数年度にまたがる工事については、年度毎に作成してください。

裏面

2.建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	場外搬出時の性状	①発生量（掘削等）=②+③+④ 小数点第三位まで	現場内利用・減量 現場内利用 用途コード*10	②利用量 小数点第三位まで	うち現場内改良分	減量化 減量法コード*11	③減量化量 小数点第三位まで	現場外搬出について 搬出先名称 2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上にわたる時は、用紙を変えて下さい。	区分 どちらかに○を付けて下さい	施工条件の内容コード*12	搬出先場所住所	住所コード *4	運搬距離 千 百 十 一	搬出先の種類コード*13	④現場外搬出量 小数点第三位まで	うち現場内改良分 小数点第三位まで	⑤再生資源利用促進量	再生資源利用促進率 ②+③+⑤/① (%)
特定建設資材廃棄物	コンクリート塊	トン		トン	トン			搬出先1	公共 民間				km		トン	トン		%
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	建設発生木材A（柱、梁、ボードなど木質資材が混在物となったもの）	トン		トン	トン			搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	アスファルト・コンクリート塊	トン		トン	トン			搬出先1	公共 民間				km		トン	トン		
								搬出先2	公共 民間				km		トン	トン	トン	%
建設廃棄物	その他がれき類	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	建設発生木材B（土木、解体材などが廃棄物となったもの）	トン		トン	トン			搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	建設汚泥	トン		トン	トン		トン	搬出先1	公共 民間				km		トン	トン		
								搬出先2	公共 民間				km		トン	トン	トン	%
	金属くず	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	廃塩化ビニル管・継手	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	廃プラスチック（廃塩化ビニル管・継手を除く）	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	廃石膏ボード	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	紙くず	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	アスベスト（飛散性）	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	その他の分別された廃棄物	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	その他の分別された廃棄物	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
建設発生土	第一種建設発生土	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1	公共 民間				km		地山m³	地山m³		
								搬出先2	公共 民間				km		地山m³	地山m³	地山m³	%
	第二種建設発生土	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1	公共 民間				km		地山m³	地山m³		
								搬出先2	公共 民間				km		地山m³	地山m³	地山m³	%
	第三種建設発生土	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1	公共 民間				km		地山m³	地山m³		
								搬出先2	公共 民間				km		地山m³	地山m³	地山m³	%
	第四種建設発生土	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1	公共 民間				km		地山m³	地山m³		
								搬出先2	公共 民間				km		地山m³	地山m³	地山m³	%
	浚渫土以外の泥土	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1	公共 民間				km		地山m³	地山m³		
								搬出先2	公共 民間				km		地山m³	地山m³	地山m³	%
	浚渫土（建設汚泥を除く）	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1	公共 民間				km		地山m³	地山m³		
								搬出先2	公共 民間				km		地山m³	地山m³	地山m³	%
	合計	地山m³		地山m³	地山m³										地山m³	地山m³	地山m³	%

コード*10
1.路盤材　2.裏込材
3.埋戻し材
4.その他

コード*11
1.焼却　2.脱水
3.天日乾燥
4.その他

コード*12
施工条件について
1.A指定処分
（発注時に指定されたもの）
2.B指定処分（もしくは準指定処分）
（発注時には指定されていないが、発注後に設計変更し指定処分とされたもの）
3.自由処分

コード*13
【建設廃棄物の場合】
1.売却
2.他の工事現場
3.広域認定制度による処理
4.中間処理施設（アスファルト合材プラント）
5.中間処理施設（合材プラント以外の再処理施設）
6.中間処理施設（サーマルリサイクル）
7.中間処理施設（単純焼却）
8.廃棄物最終処分場（海面処分場）
9.廃棄物最終処分場（内陸処分場）

【建設発生土の場合】
1.売却
2.他の工事現場（内陸）
3.他の工事現場（海面）
ただし、廃棄物最終処分場を除く
4.土質改良プラント
5.工事予定地・仮置場・ストックヤード
（再利用の目的がある場合）
6.工事予定地・仮置場・ストックヤード
（再利用の目的がない場合）
7.採石場・砂利採取跡地等復旧事業
8.廃棄物最終処分場（覆土としての受入）
9.廃棄物最終処分場（覆土以外の受入）
10.土捨場・残土処分場

注記）
・一般廃棄物は記入しないでください。
・土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないでください。

※6、9、10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。

様式3　再生資源利用実施書　－建設資材搬入工事用－　※網掛け部分は必ず記入してください。その他の部分については、可能な限り記入してください。

表面

1.工事概要

発注機関名	発注機関コード＊1	発注担当者チェック欄	
		担当者	
		TEL	（　）

加盟団体名 注2			
請負会社名		請負会社コード＊2	
建設業許可 または 解体工事業登録	大臣 知事 号		
会社所在地	TEL	（　）	
	FAX	（　）	

記入年月日	R.　年　月　日
工事責任者	
調査票記入者	

工事名		工事種別コード＊3	
工事施工場所	都道府県　市区町村	住所コード＊4	
工事概要等	施工条件の内容（再生資源の利用に関する特記事項等）		

請負金額	千百十億千百十万千百十万 1万円未満四捨五入 0,000 円（税込み）
工期	令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで
左記金額のうち特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費	千百十万千百十万 1万円未満四捨五入 0,000 円（税込み）
再資源化等の完了年月日	令和　年　月　日

建築・解体工事のみ右欄に記入して下さい

建築面積	百十万万万千百十一 ㎡	階数	地上　階 地下　階
延床面積	㎡		
構造（数字に○をつける）	1.鉄骨鉄筋コンクリート造　2.鉄筋コンクリート造　3.鉄骨造 4.コンクリートブロック造　5.木造　6.その他		
使途（数字に○をつける）	1.居住専用　2.居住産業併用　3.事務所 4.店舗　5.工場、作業所　6.倉庫 7.学校　8.病院診療所　9.その他		

※解体工事については、建築面積を御記入いただかなくても結構です。

2.建設資材利用実施

注：コード＊5～9は下記欄外のコード表より数字を選んでください。

建設資材（新材を含む全体の利用状況）					左記のうち、再生資材の利用状況（再生資材を利用した場合に記入してください）						再生資源利用率	
分類	小分類 コード＊5	規格	主な利用用途 コード＊6	利用量(A) 小数点第三位まで	再生資源の名称 コード＊7	再生資材利用量(B) 小数点第三位まで	再生資源の供給元施設、工事等の名称	供給元種類 コード＊8	施工条件内容 コード＊9	再生資材の供給元場所住所	住所コード＊4	B/A×100
特定建設資材	コンクリート			トン		トン						%
				トン		トン						%
		合計		トン		トン						%
	コンクリート及び鉄から成る建設資材			トン		トン						%
				トン		トン						%
		合計		トン		トン						%
	木材			トン		トン						%
				トン		トン						%
		合計		トン		トン						%
	アスファルト・コンクリート			トン		トン						%
				トン		トン						%
		合計		トン		トン						%
その他の建設資材	土砂			締めm^3		締めm^3						%
				締めm^3		締めm^3						%
		合計		締めm^3		締めm^3						%
	砕石			m^3		m^3						%
				m^3		m^3						%
		合計		m^3		m^3						%
	塩化ビニル管・継手			トン		トン						%
				トン		トン						%
		合計		トン		トン						%
	石膏ボード			トン		トン						%
				トン		トン						%
		合計		トン		トン						%
	その他の建設資材			トン		トン						%
				トン		トン						%
		合計		トン		トン						%

コード＊5
コンクリートについて
1.生コン　2.再生生コン(Co再生骨材H)　3.再生生コン(Co再生骨材M)　4.再生生コン(Co再生骨材L)　5.再生生コン(その他再生材)　6.無筋コンクリート二次製品(バージン骨材)　7.無筋コンクリート二次製品(リユース品)　8.再生無筋コンクリート二次製品(Co再生骨材)　9.再生無筋コンクリート二次製品(その他再生材)　10.その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1.有筋コンクリート二次製品(バージン骨材)　2.有筋コンクリート二次製品(リユース品)　3.再生有筋コンクリート二次製品(Co再生骨材)　4.再生有筋コンクリート二次製品(その他再生材)　5.その他
木材について
1.木材(ボード類を除く)　2.木質ボード
アスファルト混合物について
1.粗粒度アスコン　2.密粒度アスコン　3.細粒度アスコン　4.開粒度アスコン　5.改質アスコン　6.アスファルトモルタル　7.加熱アスファルト安定処理路盤材　8.その他
土砂について
1.第一種建設発生土　2.第二種建設発生土　3.第三種建設発生土　4.第四種建設発生土　5.泥漿土以外の泥土　6.泥漿土　7.土質改良土　8.建設汚泥処理土　9.再生コンクリート砂　10.山砂、山土などの新材(採取土、購入土)
砕石について
1.クラッシャーラン　2.粒度調整砕石　3.鉱さい　4.単粒度砕石　5.ぐり石、割ぐり石、自然石　6.その他
塩化ビニル管・継手について
1.硬質塩化ビニル管　2.その他
石膏ボードについて
1.石膏ボード　2.シージング石膏ボード　3.強化石膏ボード　4.化粧石膏ボード　5.石膏ラスボード　6.その他
その他の建設資材について
（利用量の多い上位2品目を具体的に記入してください）

コード＊6
アスファルト混合物について
1.表層　2.基層　3.上層路盤　4.歩道　5.その他(駐車場舗装、敷地内舗装等)
土砂について
1.道路路体　2.路床　3.河川築堤　4.構造物等の裏込材、埋戻し用　5.宅地造成用　6.水面埋立用　7.圃場整備(農地整備)　8.その他
砕石について
1.舗装の下層路盤材　2.舗装の上層路盤材　3.構造物の裏込材、基礎材　4.その他
塩化ビニル管・継手について
1.水道(配水)用　2.下水道用　3.ケーブル用　4.農業用　5.設備用　6.その他
石膏ボードについて
1.壁　2.天井　3.その他
その他の建設資材について
（利用用途を具体的に記入してください）

コード＊7
コンクリートについて
1.再生生コン(Co再生骨材H)　2.再生生コン(Co再生骨材M)　3.再生生コン(Co再生骨材L)　4.再生生コン(その他再生資材)　5.無筋コンクリート二次製品(リユース品)　6.再生無筋コンクリート二次製品(Co再生骨材)　7.再生無筋コンクリート二次製品(その他再生材)　8.その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1.有筋コンクリート二次製品(リユース品)　2.再生有筋コンクリート二次製品(Co再生骨材)　3.再生有筋コンクリート二次製品(その他再生材)　4.その他
木材について
1.再生木材(ボード類を除く)　2.再生木質ボード
アスファルト混合物について
1.再生粗粒度アスコン　2.再生密粒度アスコン　3.再生細粒度アスコン　4.再生開粒度アスコン　5.再生改質アスコン　6.再生アスファルトモルタル　7.再生加熱アスファルト安定処理路盤材　8.その他
土砂について
1.第一種建設発生土　2.第二種建設発生土　3.第三種建設発生土　4.第四種建設発生土　5.泥漿土以外の泥土　6.泥漿土　7.土質改良土　8.建設汚泥処理土　9.再生コンクリート砂
砕石について
1.再生クラッシャーラン　2.再生粒度調整砕石　3.鉱さい　4.その他
塩化ビニル管・継手について
1.再生硬質塩化ビニル管　2.その他
その他の建設資材について
（利用量の多い上位2品目の再生資材名称を具体的に記入してください）

コード＊8
再生資材の供給元について
1.現場内利用　2.他の工事現場(内陸)　3.他の工事現場(海面)　4.再資源化施設　5.土砂ストックヤード　6.その他

コード＊9
施工条件について
1.再生材の利用の指示あり　2.再生材の利用の指示なし

裏面にも御記入ください

様式4　**再生資源利用促進実施書　－建設副産物搬出工事用－**　※網掛け部分は必ず記入してください。その他の部分については、可能な限り記入してください。

1.工事概要　表面（様式1）に必ずご記入下さい

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。
複数年度にまたがる工事については、年度毎に作成してください。

裏面

2.建設副産物搬出実施

建設副産物の種類	場外搬出時の性状	①発生量（掘削等）=②+③+④ 小数点第三位まで	現場内利用・減量 現場内利用 用途コード*10	②利用量 小数点第三位まで	うち現場内改良分	減量化 減量法コード*11	③減量化量 小数点第三位まで	現場外搬出について 搬出先名称 2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上にわたる時は、用紙を変えて下さい。	区分 どちらかに○を付けて下さい	施工条件の内容コード*12	搬出先場所住所	住所コード*4	運搬距離 手 百 十 一	搬出先の種類コード*13	④現場外搬出量 小数点第三位まで	うち現場内改良分 小数点第三位まで	⑤再生資源利用促進量	再生資源利用促進率 ⑤/(②+③+④) (%)
特定建設資材廃棄物	コンクリート塊	トン		トン	トン			搬出先1	公共 民間				km		トン	トン		
								搬出先2	公共 民間				km		トン	- トン	トン	%
	建設発生木材A（柱、ボードなど木質資材が廃棄物となったもの）	トン		トン	トン			搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	アスファルト・コンクリート塊	トン		トン	トン			搬出先1	公共 民間				km		トン	トン		
								搬出先2	公共 民間				km		トン	トン	トン	%
建設廃棄物	その他がれき類	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	建設発生木材B（伐木、梱包材などが廃棄物となったもの）	トン		トン	トン			搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	建設汚泥	トン		トン	トン		トン	搬出先1	公共 民間				km		トン	トン		
								搬出先2	公共 民間				km		トン	トン	トン	%
	金属くず	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	廃塩化ビニル管・継手	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	廃プラスチック（廃塩化ビニル管・継手を除く）	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	廃石膏ボード	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	紙くず	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	アスベスト（飛散性）	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	その他の分別された廃棄物	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	その他の分別された廃棄物	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
建設発生土	第一種建設発生土	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1	公共 民間				km		地山m³	地山m³		
								搬出先2	公共 民間				km		地山m³	地山m³	地山m³	%
	第二種建設発生土	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1	公共 民間				km		地山m³	地山m³		
								搬出先2	公共 民間				km		地山m³	地山m³	地山m³	%
	第三種建設発生土	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1	公共 民間				km		地山m³	地山m³		
								搬出先2	公共 民間				km		地山m³	地山m³	地山m³	%
	第四種建設発生土	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1	公共 民間				km		地山m³	地山m³		
								搬出先2	公共 民間				km		地山m³	地山m³	地山m³	%
	浚渫土以外の泥土	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1	公共 民間				km		地山m³	地山m³		
								搬出先2	公共 民間				km		地山m³	地山m³	地山m³	%
	浚渫土（建設汚泥を除く）	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1	公共 民間				km		地山m³	地山m³		
								搬出先2	公共 民間				km		地山m³	地山m³	地山m³	%
	合計	地山m³		地山m³	地山m³										地山m³	地山m³	地山m³	%

コード*10
1.路盤材　2.裏込材
3.埋戻し材
4.その他

コード*11
1.焼却　2.脱水
3.天日乾燥
4.その他

コード*12
施工条件について
1.A指定処分
（発注時に指定されたもの）
2.B指定処分（もしくは準指定処分）
（発注時には指定されていないが、発注後に設計変更し指定処分とされたもの）
3.自由処分

コード*13
【建設廃棄物の場合】
1.売却　8.廃棄物最終処分場（海面処分場）
2.他の工事現場　9.廃棄物最終処分場（内陸処分場）
3.広域認定制度による処理
4.中間処理施設（アスファルト合材プラント）
5.中間処理施設（合材プラント以外の再処理施設）
6.中間処理施設（サーマルリサイクル）
7.中間処理施設（単純焼却）

【建設発生土の場合】
1.売却
2.他の工事現場（内陸）
3.他の工事現場（海面）
ただし、廃棄物最終処分場を除く
4.土質改良プラント
5.工事予定地・仮置場・ストックヤード
（再利用の目的がある場合）
6.工事予定地・仮置場・ストックヤード
（再利用の目的がない場合）
7.採石場・砂利採取跡地等復旧事業
8.廃棄物最終処分場（覆土としての受入）
9.廃棄物最終処分場（覆土以外の受入）
10.土捨場・残土処分場

※6、9、10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。

注記）
・一般廃棄物は記入しないでください。
・土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないでください。

様式－4

発 生 土 等 調 書

工 事 名		令和　年度(年災)　　号					工 事
工事場所		市･郡　　町　　地内			請負金額		円
種　　類		土 砂	破砕岩	不良土	その他		
処 分 量							
処分の場所	市　郡						
	町						
	地先名						
	所有者の指名						
	現状地目						
	運搬距離						
	投棄料金						
処分内容		環境保全対策、安全対策等について記述する。				左記の対策に要する費用	
使用目的		造成、田･畑の嵩上げ等の使用目的を記述する。					
添付資料		位置図　平面図　横断図　写真　その他					
法 規 制 (該当に○印)		都市計画地域　農業地域　森林地域　自然公園地域 市街化区域　農用地区域　国有林 市街化調整区域　地域森林計画対象民有林　自然保全地域 その他　砂防指定地　保安林					

上記のとおり発生土等の処分を行うので(変更)届出します。

令和　　年　　月　　日

記入の際の注意事項

1. 運搬距離は小数点以下第1位止め(100m単位)。
2. 処分内容欄は処分にかかる交通整理人(残土処分のためのものに限る)、囲い塀、看板、付帯する構造物、(擁壁、側溝)等で、その規模、形状、延長等を詳細に記入のこと。
3. 対策に要する費用欄は、運搬、残土の整地費、投棄料は除く。
4. 変更事項のある場合は上段赤書きとする。

排出ガス対策型建設機械の表示（ラベル）、オフロード法※の表示（ラベル）

※特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成１７年法律第５１号）

一般工事用機械

「一般工事用機械」の枠内の表示（ラベル）が貼られた建設機械は、土木工事共通仕様書等に規定される排出ガス対策型建設機械として、直轄工事での使用が可能です。

（参考） ナンバーを取得している特殊車両であって、平成15年の排出ガス規制（第２次基準と同等）に適合した特殊車両には、自動車検査証の型式欄に２桁の識別番号（SA-,SB-,SC-,SD-)が記載されています。平成18年以降の排出ガス規制（第３次基準、オフロード法2006基準、2011年、2014基準と同等）に適合した特殊車両には、自動車検査証の型式欄に３桁の識別記号が記載されています。
http://www.mlit.go.jp/common/001025551.pdf

一般工事用機械





第１次基準値　表示（ラベル）





第２次基準値　表示（ラベル）







第３次基準値　表示（ラベル）

トンネル工事用機械

「トンネル工事用機械」の枠内の表示（ラベル）が貼られた建設機械は、土木工事共通仕様書等に規定されるトンネル工事用排出ガス対策型建設機械として使用が可能です。

（参考）ナンバーを取得している特殊車両であって、平成23年以降の排出ガス規制（オフロード法2011年、2014基準と同等）に適合した特殊車両（自動車検査証の型式欄に３桁の識別記号があり、最初の記号が「U」、「W」、「X」又は「Y」であるもの。）は上記と同等の排ガス性能を有します。
http://www.mlit.go.jp/common/001025551.pdf







オフロード法　2006年基準適合表示（ラベル）、少数特例表示（ラベル）







オフロード法　2011年基準適合表示（ラベル）、少数特例表示（ラベル）





オフロード法　2014年基準適合表示（ラベル）、少数特例表示（ラベル）

トンネル工事用機械

2014.1.29版

産業廃棄物を収集運搬される方へ

廃棄物処理法施行令・施行規則の改正に伴い、

平成17年4月から
「産業廃棄物収集運搬車に表示および書面備え付け」が義務付けされます。

一部の悪質な事業者による産業廃棄物の不法投棄が多発する中、運搬車に対する取締りを強化することが大きな課題となっています。そのため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」が改正され、走行中の運搬車が産業廃棄物を運搬していることを明確にし、また、適正な運搬を行っているかどうかを確認することが出来るように、産業廃棄物の収集運搬車に係る表示及び書面備え付けをすることが、平成17年4月1日から義務つけられることとなりました。

産業廃棄物収集運搬業の許可業者の方はもちろん、自己で運搬される方も、以下のような表示及び書面備え付けが必要となりますので、この新しいルールを守り、産業廃棄物の適正な収集運搬に努めていただきますようお願いいたします。

【産業廃棄物運搬車に必要な表示内容】

運搬車を用いて産業廃棄物の収集及び運搬を行う場合には、以下の事項を車体の両側面に見やすいように表示しておくことが必要です。

（許可業者の場合）
- 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨
- 許可業者の氏名又は名称
- 統一許可番号（下6けた）

（自己運搬の場合）
- 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨
- 事業者の氏名又は名称

（市町村・都道府県の場合）
- 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨
- 市町村又は都道府県の名称

＊表示例を裏面に記載していますので、参考にしてください。

【備え付ける書面の内容】

運搬車を用いて産業廃棄物の収集及び運搬を行う場合には、当該運搬車に次の書面を備え付けておくことが必要です。

（許可業者の場合）
- 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）（なお、電子マニフェストを使用する場合は、電子マニフェスト加入証の写し及び運搬する産業廃棄物の種類・量等を記載した書面又はこれらの電子情報とその情報を表示できる機器）

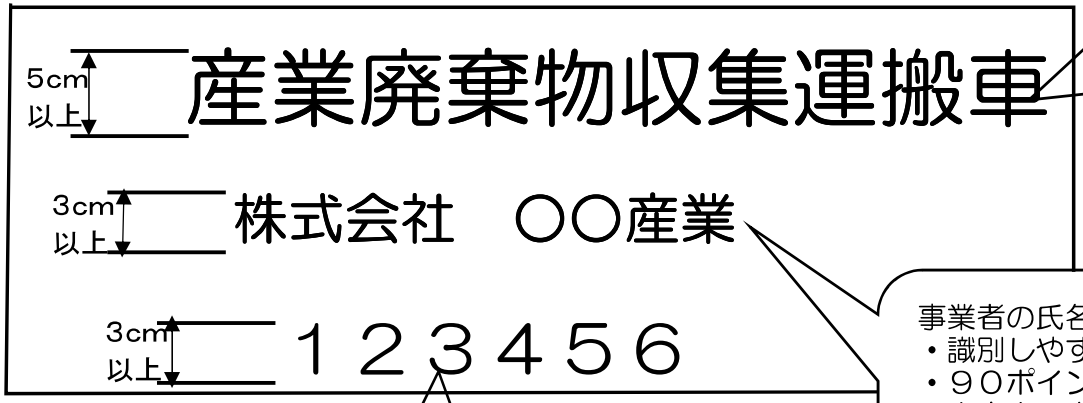
（自己運搬の場合）
- 「氏名又は名称及び住所」、「運搬する産業廃棄物の種類及び量」、「運搬する産業廃棄物の積載日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先」、「運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先」を記載した書面

（市町村・都道府県の場合）
- 事務として行う産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車であることを証する書面

産業廃棄物収集運搬車の表示例

表示上の注意点

- 車両の両側面に<u>鮮明</u>に表示
- 表示例はマグネット式を想定しています。この内容が含まれていれば表示場所、材質(糊付けステッカー、ボディペイント)等は特に制限がありません。



産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表記
・識別しやすい色の文字
・１４０ポイント以上の大きさの文字(※)

事業者の氏名又は名称
・識別しやすい色の文字
・９０ポイント以上の大きさの文字(※)
注)「氏名又は名称」は、許可業者は、許可証記載のもを記入する。

*許可業者の場合に必要
統一許可番号（下６けた）
・識別しやすい色の数字
・９０ポイント以上の大きさの数字(※)

(※) JIS Z 8305で規定されている大きさ
1ポイント＝0.3514mm
140ポイント≒4.9㎝
90ポイント　≒3.2㎝

問合せ先
滋賀県循環社会推進課廃棄物対策室　077-528-3474

南部環境事務所	077-567-5444
甲賀環境事務所	0748-63-6134
東近江環境事務所	0748-22-7758
湖東環境事務所	0749-27-2255
湖北環境事務所	0749-65-6650
湖西環境事務所	0740-22-6066

＜その他注意事項＞

①「運搬車」とは、道路運送車両法に規定する自動車で、道路以外においてのみ用いられるものは含まれません。

②表示位置は任意(ドア、荷台側面等)ですが、鮮明かつ見やすいように表示しなければなりません。

③「見やすいように」とは、常識的判断によります。下地や背景色と同系色は好ましくありません。

④特別管理産業廃棄物についても同様の扱いとします。

様式第４号（第十条関係）

低騒音型建設機械の標識



備考１．色彩は地を青色、文字を黄色、
その他の部分を白色とする。
２．外円の直径は 80mm 以上とする。

様式第６号（第十条関係）

低振動型建設機械の標識



備考１．色彩は地を緑色、文字を黄色、
その他の部分を白色とする。
２．外円の直径は 80mm 以上とする。

様式第５号（第十条関係）

超低騒音型建設機械の標識



備考１．色彩は地を青色、文字を黄色、
その他の部分を白色とする。
２．外円の直径は 80mm 以上とする。

別紙様式第１号

令和　年(20　年)　月　　日

不当介入〔不当要求／業務妨害〕事案通報書

滋賀県長浜警察署長　　様
湖北地域消防組合管理者 様

（通報者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※ 取扱署等	滋賀県　　警察署 課

請負者	所在地	（本社）	電話（　　）　－ FAX（　　）　－
		（現場事務所）	電話（　　）　－ FAX（　　）　－
	名　称		
	代表者	（現場事務所の代表者）	
	通報者等	（通報者の職・氏名）	電話（　　）　－
		（対応者） 所属会社名	電話（　　）　－
		氏　名	
		役　職	
不当介入の行為者	住所		電話（　　）　－ FAX（　　）　－
	所属		
	役職		
	氏名		
発生日時・場所	令和　　年　　月　　日　　時　　分頃		
	〔元請・下請〕（下請の場合は、現場事務所の所在地）		電話（　　）　－ FAX（　　）　－
工事件名			
不当介入の内容・被害の状況			
警察への通報の状況	（警察への通報）　有　・　無 （通報先警察署）　滋賀県　　警察署　　課 （通報日時）　令和　　年　　月　　日　　時　　分頃		

注１　第一報は、この様式に必要事項を記入したうえ、長浜警察署刑事課あて電話で行った後、その旨を　「警察への通報状況」の欄に記入して発注者及び長浜警察署あて送付（電子メール・FAX可）すること。

２　不当介入の行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合は、その写しを添付すること。

３　下請負先（再委託先）において発生した場合であっても、必ず元請負人（発注者）が聞取り調査をして記入し、通報すること。

４　※の欄は、警察署において記入すること。

（下請負人用）

誓　約　書

（あて先）

湖北地域消防組合管理者

住所：

商号または名称：

代表者 職･氏名：　　印

以下に掲げるすべての項目について、事実と相違ないことを誓約します。

記

1　次のいずれかに該当する者ではありません。

(ｱ) 役員等（下請負人が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、支店・営業所等の場合にはその代表者を含む。以下、「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）であると認められる者

(ｲ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(ｳ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(ｴ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者

(ｵ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

2　湖北地域消防組合から役職員名簿の提出を求められた場合には速やかに提出するとともに、本誓約書および役職員名簿を長浜警察署及び米原警察署に提供することに同意します。

3　下請負人等を使用する場合において、湖北地域消防組合から下請負人等の誓約書および役職員名簿の提出を求められた場合には、速やかに下請負人等から誓約書および役職員名簿を徴し、元請負人を通じて提出します。